

福津市みんなですすめるまちづくり基本条例  
内容検討等に関する説明資料

## 1 はじめに

本市では、平成19年3月に策定した福津市第1次総合計画（以下、「総合計画」という。）において、施策展開の方針の1つとして、地域自治推進のために必要なルールを定めた「まちづくり基本条例（仮称）」の制定を掲げるとともに、平成19年6月から、条例検討のための市民委員会を組織して議論を重ね、平成20年9月、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を目的とした「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」（以下、「基本条例」という。）を制定した。

基本条例第15条では、市長は、施行後4年を超えない期間ごとにこの条例の内容を検討して結果に基づいて見直し等必要な措置を講ずることを規定しており、これまで平成24年度、平成28年度、令和2年度までの3回の期間全てで見直し等を見送っており制定時から改正には至っていない。

## 2 基本条例の制定の経緯

- ・基本条例は、市総合計画において地域自治を推進するために必要なルールを定めるよう施策展開の方針の1つとして掲げられ、地域づくりの中でも特に郷づくり事業に継続的に取り組むための担保の役割を帯びて基本条例制定の取り組みが開始したが、条例検討のための市民検討委員会で議論を交わす中で、地域づくりのみではなく、総合計画や行政評価など、様々な項目を加えたいとの意見が出て、最終的に現在の基本条例の形となった。
- ・基本条例は極めて最高規範的な内容であるが、最高規範は持っていない。そのため他の条例よりも上位ではないが、市には基本条例という名称を使用した条例が本条例を含め3つのみとなっており、名称のみではあるが他の条例とは異なる特殊性を備える。なお、他の基本条例は「男女がともに歩むまちづくり基本条例」「環境基本条例」である。

## 3 基本条例に関する内容検討等の経過

過去の内容検討等の概要については、以下の通りである。

### (1) 平成24年度

基本条例の内容の検討にあたっては、市内部で組織する「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例内容検討調査研究会議」を設置し、各条文の内容、及び基本条例の位置付けについて、検討を行った。

なお、議論にあわせて、基本条例案作成時の経緯を振り返りながら、状況の確認を行っている。

検討を行う中で、この条例を市の最高規範と位置付けることや、地域づくりや共働に関する条例へ特化すること等の意見も出されたが、検討の結果、各条文は、本市のまちづくりの理念や基本となるルールが適切に明記されており、特に改正の必要はないとの結論に至った。

## (2) 平成28年度

基本条例と関連が深い第2次総合計画策定中であり、総合計画と基本条例の両方を所管する所管課で検討を行った。

まちづくりに関する概念や定義を示した条文については変更の必要は認めず、地域自治の理念や考えを示した条文は、地域自治や郷づくりのあり方を郷づくり推進協議会と協議のうえ第2次総合計画に反映予定であり、見直しの必要性は計画確定時点で判断することとした。また、基本理念の条文は、第2次総合計画に掲げる将来像や分野別目標像と整合すべきところがあり、見直しの必要性は計画確定時点で判断することとした。以上により、時期としては適切ではないと判断し見直しは行わない結論とした。

## (3) 平成29年度

小山市長から原崎市長への交代に伴い就任の際の、まちづくり指針で地域自治（郷づくり活動）の推進において「前市長が掲げた『みんなですすめるまちづくり基本条例』に基づく市民参画と共働を基本としたまちづくりを、一層推進すべく、現条例の精緻に取り組みたいと思っています。この条例整備を進める中で、郷づくりの位置づけをもっと明確に、また周知に努めながら、郷づくり予算制度の確立のため、郷づくり交付金の算定基準改善を実施したいと思います」と表明して、市議会に対して基本条例を起点に何らかの見直し等の作業が必要となることを説明した。

## (4) 令和元年度

第2次総合計画の策定が遅れ、令和元年9月に「まちづくり基本構想（第2次総合計画）」として策定となり、総合計画と基本条例の両方を所管する所管課で検討を行った。この際、基本条例をより分かりやすい表現で修正を施す見直しと同時に、地域自治に関連する規則の制定を模索することとなった。令和2年度から総合計画と基本条例の両方を所管する所管課に地域自治を所管する所管課を統合し、新たに市民共働を推進する係の新設を控えており見直し等については、新体制下で検討することとしたため令和2年度以降に持ち越しとした。

## (5) 令和2年度

新体制の下、基本条例第15条の逐条解説では「見直し等については、市民などから改正の必要性の意見や要望を聴き、庁内で検討した上で、必要性の結論が出た場合は、速やかに改正手続きを行っていきます」とあるため、地域の市民代表として郷づくり代表者会議の委員に対して令和元年度に市が検討した見直し案をもとに意見を求めることとした。

### ▼R2.9.29 第2回代表者会議

まちづくり推進室が見直し案（字句の修正、市民公益活動の追記等）を説明。次回の代表者会議で意見をいただくよう依頼した。

### ▼R2.11.20 第3回代表者会議

見直し案について委員の皆さんから、以下の意見をもらった。

（主な意見）

- ・ 文言の見直しだけでなく、描写そのものを見直すべき
- ・ 市民参加型の仕組みを取り入れて改正したほうがよい
- ・ 文言があいまい。共働を進めていくためには、用語の定義を明確にする必要がある
- ・ 市の指針が見えない。市の旗印となるような内容にする必要がある。
- ・ 市と市民が共働していくのであれば、市職員が郷づくりに関わっていくべきであり、それを条例に明記すべき

### ▼R3.2.16 代表者会議の意見を受けての庁内での検討（第22回庁議）

条例改正を行う段階に至っていないため、保留。

（内容）

- ・ 第三者機関（審議会）の意見をもらいながら、条例を存続させるか否か、現条例を廃止して別の条例を制定するのか等、条例の在り方について考える必要がある
- ・ パブリックコメントを通して、市民意見を取り入れる必要がある
- ・ 単純な字句修正のためにパブリックコメントを行い議会に上程するのは疑問

### ▼R3.3.11 第4回代表者会議

まちづくり推進室より、庁内で検討した結果、改正を見送る旨を報告。